

財団法人日本サッカー協会と文京区との相互協力に関する協定

財団法人日本サッカー協会（以下「甲」という。）及び文京区（以下「乙」という。）は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、サッカーを中心としたスポーツの発展及び振興を図り、もって地域社会におけるスポーツの発展と区民の健全育成に寄与することを目的とする。

（相互協力）

第2条 前条の目的を達成するために相互協力して行う事業は、次のとおりとする。

- (1) サッカーその他のスポーツの普及・振興事業
- (2) 青少年育成事業
- (3) 相互協力に伴う施設の利用
- (4) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要があると認めたこと

2 前項に規定する事業についての相互協力の内容は、覚書により定めるものとする。

（協定存続期間・解除）

第3条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の90日前までに、甲、乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

3 この協定は、甲、乙のいずれかの申出により解除することができる。その際、協定を解除しようとする日から起算して90日前までに相手方へ通知しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止等）

第4条 甲及び乙は、この協定から生じる権利義務を第3者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月26日

東京都文京区本郷三丁目10番15号

甲 財団法人 日本サッカー協会

代表者 キャプテン

川沼 三郎

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区

代表者 文京区長

成澤 廣修